

令和7年第3回鬼北町議会定例会

令和7年9月17日（水曜日）

○議事日程

令和7年9月17日午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第51号 令和6年度鬼北町一般会計決算の認定について

日程第4 議案第52号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について

日程第5 議案第53号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第6 議案第54号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について

日程第7 議案第55号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について

日程第8 議案第56号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

日程第9 議案第57号 令和6年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

日程第10 議案第58号 令和6年度鬼北町病院事業会計決算の認定について

日程第11 議案第59号 令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第60号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第61号 令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第62号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第63号 令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 質問第2号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるごとについて

○本日の会議に付した事件

日程第3 議案第51号 令和6年度鬼北町一般会計決算の認定について

- 日程第4 議案第52号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第54号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 令和6年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第10 議案第58号 令和6年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第61号 令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第62号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第63号 令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 訪問第2号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるごとにについて

○出席議員（12名）

1番 長尾慶太	2番 入田伸介
3番 大川正展	4番 今城喜久生
5番 兵頭稔	6番 中山定則
7番 末廣啓	8番 井上博
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 山本博士	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書 記都 浩明

○説明のため出席した者

町長	兵頭誠亀	副町長	松本幸男
企画振興課長	小川秀樹	総務財政課長	水野博光
危機管理課長	東英範	町民生活課長	山本雄大
保健介護課長	谷口美穂	環境保全課長	東明彦
農林課長	奥藤幸利	建設課長	佐子司
水道課長	二宮洋之	日吉支所長	山本万里
会計管理者	稻屋浩明	教育長	行定洋嗣
教育課長	佐々木健次	農業委員会会长	谷口雄記
監査委員	田中清志		

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

本日の議事日程は、お手元に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、11番、山本博士議員、1番、長尾慶太議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会长、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会长を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めております。

これで諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第51号、令和6年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第11、議案第59号、令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上9件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第51号、令和6年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第11、議案第59号、令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定

についてまで、以上9件を一括議題とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第51号から日程第11、第59号までの令和6年度鬼北町一般会計及び特別会計5件、並びに企業会計3件の決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、御報告いたします。

配付いたしております令和6年度鬼北町主要な施策の成果の概要を御参照いただきますようお願いいたします。

令和6年度鬼北町主要な施策の成果の概要、かいつまんでお話をいたします。

令和6年度を振り返りますと、鬼北町合併20周年という節目の年を迎え、各種イベントを記念事業として開催することができ、これまでに町政の発展に御尽力を賜りました関係各位に深く感謝申し上げる次第であります。また、鬼北町を舞台としたふるさと映画の制作においては多くの方々に御理解・御協力をいただき、人と人との触れ合いの大切さや新たな希望を実感することができた年であります。

一方で、東京への一極集中はますます進み、全国的な人口減少に歯止めがかからず、本町においても、少子高齢化、定住人口の減少が加速する現状を踏まえ、定住人口の維持・拡大に努めたほか、長期総合計画に掲げる、「心が安らぎ、活力に満ちた豊かな暮らしを実現できるまちづくり」を目指し、総合戦略と連携を図りながら、様々な施策に取り組んだところであります。

4行ほど下です。

それでは、この基本目標に沿って、主要な施策の成果の概要について御説明いたします。

2ページ、7行目、農業の振興につきまして、燃料・配合飼料等の高騰に直面した農業・畜産業者等に対して、物価高騰対策事業などの支援を行いました。

生産基盤の整備、生産・経営体制の強化においては、老朽化した農林産物販売施設道の駅日吉夢産地を大規模改修し、魅力ある地域の産直拠点施設として、魅力ある施設へ改修工事に取り組みました。

次に、林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用した森林環境整備事業と森林整備担い手確保育成対策事業により、作業効率向上のための林業用重機等購入及び労働条件、労働環境の改善に取り組みました。

また、南予森林管理推進センターにおいて、個人が所有する森林について意向調査を実施し、その結果を基に林業事業体と森林経営計画策定に向けて検討を行い、新た

な森林管理制度により間伐に取り組みました。

8行目、次に、商工業の振興につきましては、商工会と連携し、KIHOCACカードによる電子通貨決済システムの商工展開を図りました。また、中小企業振興資金融資事業や、融資に係る利子・保証料の補給事業の実施、業務上多量に水道を使用する事業所に対して、水道料金の一部を補助する企業力強化支援事業の推進など実施いたしました。

3行下、次に、観光・物産の振興につきまして、奈良山等妙寺史跡公園、道の駅日吉夢産地、成川渓谷休養センター、リニューアルオープンにより、観光・交流人口の拡大を図る拠点の整備に取り組みました。

また、でちこんか2024、愛ある鬼嫁コンテスト、近永駅前マルシェや鬼北シクロクロス大会の開催など、観光・交流イベントの充実に努めたほか、当町を舞台にしたふるさと映画「鬼ベラシ」の映画制作を後押しし、当町のPR・認知度向上に努めました。

次に、雇用の創出につきましては、北宇和高校生を対象とした企業説明会を継続し、また、起業を後押しする起業チャレンジ支援事業、事業者に対して雇用奨励金を交付する定住化雇用促進事業、資格の取得に要する経費を一部補助する資格取得支援事業など、雇用の確保に努めました。

5ページ、次に、エネルギー対策の推進につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業や、新エネルギー機器等設置費補助事業の実施に加え、公民館等公共施設に太陽光発電システムを設置し、令和7年度から電力供給を受けることとなりました。

下から8行目、6ページですけれども、地域保健・医療体制の充実につきまして、かいつまんで、6ページ、健康増進事業につきましては、KIHOCAPoint制度を導入し、健診受診率の向上に取り組むとともに、肺・胃・大腸・子宮・乳の5大がん検診の無料化、レディース単独検診の導入、「きほく鬼ドッグ」の利用推進など、働く世代が受診しやすい体制づくりに努めました。また、心疾患の既往歴のある方に對し「健幸ハート教室」を実施するなど、結果、国保連合会から発表された、令和6年度特定健診受診率速報では、鬼北町の受診率は54.5%で、8年連続県内1位という結果を得ました。

がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援するため、医療用ウイッグや乳房補正具の助成事業に取り組みました。

北宇和病院の運営につきましては、鬼北町病院経営強化プランに基づき、地域包括

ケア病床にリハビリ室を設置し、病状の安定した患者が在宅復帰できるように支援を強化しました。また、中央監視システムや手術用無影灯、調剤支援システムや医薬品在庫管理システムなど、老朽化した備品の計画的な更新を実施しました。

6ページ、下から7行目、次に、子育て支援策の充実につきまして、最後の行から、家計に対する財政支援として、7ページ、出生時と小学校入学時に支給するすぐすぐ鬼北っ子応援給付金事業をはじめ、赤ちゃんおでかけ用品購入補助事業、子育て世帯特定地域居住支援補助事業、また、保育料の軽減措置や3歳以上の保育料、副食費の無償化を引き続き実施いたしました。

こども家庭センターの設置により、これまで以上に切れ目のない子育て相談・支援できる体制づくりに取り組みました。

また、時短家電・省エネ家電購入補助など、出産世帯応援補助事業、そして、出産世帯奨学金返還支援補助事業、不妊治療等交通費助成事業、風しんの予防接種費用助成事業など、伴走型支援に取り組みました。

3行下、また、日曜保育、一時保育及び開閉園時間の延長を実施し、保護者の多様なニーズに対応できるよう努めるとともに、令和7年1月から病児・病後児保育施設を開設いたしました。

7ページ、下のほう、次に、高齢者福祉の充実につきましては、げんき幸齢者応援事業を引き続き実施したほか、在宅医療・介護連携推進会議の開催やICTを活用した在宅福祉事業所との連携強化、町在住の「えひめ認知症希望大使」の設置など、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう自立生活の継続助長に努めました。

次に、障害者福祉の充実につきましては、3行下、障害福祉サービス提供事業所等との連携強化、特に、令和5年度から実施している相談支援連絡会を定期開催することで、利用者ニーズに応じた、きめ細やかなサービス提供体制整備に必要な情報共有や知識習得のための事例検討等を実施し、適切で必要な福祉サービスの提供に努めました。

8ページ、真ん中、下のほう、続きまして、基本目標4『整った生活インフラで快適生活を守る』の「誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくり」について、9ページ、上のほう、町内の小学校や自主防災組織等関係団体に対しましては、講習会や出前講座を計画し、愛治地区と好藤地区では、大規模災害及び感染症対策を想定した避難所運営訓練を実施し、防災力の強化を図りました。自治組織、自主防災組織、教育関係者、参加住民の方々に心から御礼申し上げます。また、令和6年1月に発生した

能登半島地震では、計4回8名の職員を現地に派遣し、被災地支援及び職員の研さん
に努めました。

消防団については、機能別消防団員制度の導入に向けた検討により団員確保に取り組むとともに、装備品や老朽化した消防施設の更新を計画的に実施し、消防力の充実強化を図りました。

次に、交通環境の充実につきまして、公共交通割引支援事業の対象者や利用回数など、制度の拡充を図り、交通弱者への支援強化に努めました。

JR予土線につきましては、JR四国や国に対する要望活動を行うとともに、愛媛県と高知県及び沿線自治体で構成された予土線利用促進対策協議会を中心に予土線の利用促進に取り組みました。

次に、空き家対策につきましては、空き家情報を発信する「空き家バンクシステム」を活用し、空き家紹介やマッチングを図るなど、空き家の解消に努めたほか、空き家改修等補助事業や町内にある空き家を借り上げて整備し、鬼北町へ移住・定住を希望する方に貸し出す再生物件活用事業の推進に取り組みました。

また、老朽危険空家除却事業補助金交付制度を活用し、8件の老朽空き家の撤去を実施するとともに、地震等に伴うブロック塀の倒壊による事故を防ぐため、補助事業により1件の危険ブロック塀の除却・建て替えを実施いたしました。

次に、上水道の整備につきましては、老朽管基幹管路更新事業として西野々地区計1,495メートルの導水・送水管及び配水本管並びに配水管を耐震管に布設替えを実施しました。また、老朽配水管更新事業として、下鍵山地区、生田地区、国遠地区的配水管を耐震管に布設替えしました。

また、幸田地区の農業集落排水施設マンホールポンプ場の機器更新整備、公共浄化槽整備による水洗化率の向上に努めました。

次に、交通安全・防犯対策につきましては、高齢者ドライバーによる交通事故を未然に防止するため、町内の運転免許証自主返納者に対して、給油補助券やKIHOCカードへの支援金交付を実施し、運転免許証の自主返納の推進に努めました。また、防犯灯のLED化を支援する補助事業を継続し、防犯対策の推進に努めました。

続きまして、基本目標5『充実した教育環境で心豊かな人を育む』、学校施設については、近永小学校プール塗装工事、広見中学校防犯カメラ整備業務や各種備品購入等を実施しました。

学習活動では、コミュニティスクールや地域学校協働活動の仕組みを生かして、「地域とともにある開かれた学校」づくりに努め、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇

る」子どもたちに育てるこことを目標に教育活動に取り組みました。また、広見中学校が新たに教育課程特例校に認可され、地域コミュニケーション科を新設したことにより、地域の特性、地域資源や地域の人材を生かした教育活動の一層の充実を図りました。

また、中学生を対象とした海外研修事業を5年ぶりに再開し、4名の生徒がオーストラリアでホームステイを行いました。

また、北宇和高校教育寮の適正な管理・運営に努めるとともに、多世代交流施設の整備に着手するなど、支援体制の強化に取り組みました。

次に、生涯学習・生涯スポーツの充実につきまして、5年ぶりに開催した「川上り駅伝大会」には、三島地区の皆様の御協力をいただき、町内外から多くの方々に御参加いただきました。

伝統文化の継承・発展、文化財の保護・活用につきましては、奈良山等妙寺史跡公園及び歴史交流館をオープンし、これを記念した文化講座やイベントを実施するなど、町内外の多くの方々に認知いただく機会となりました。

鬼北町合併20周年記念事業の1つとして開催しました「でちこんか2024」では、天気に恵まれたこともあり、2日間で約2万5,000人もの来場があり、盛会のうちに終えることができました。行政指導で展開してきたイベントは、商工会、愛護班、漁協、ステージ参加者、文化協会、高校生をはじめ、多くの住民の方々が自分事のように参加して汗を流していただける参加型イベントに成長してきました。御理解いただきてきた住民の方々、議員各位に改めて御礼を申し上げます。

次に、人権尊重・男女共同参画につきまして、男女共同参画社会づくりの功労者として内閣総理大臣表彰を受賞された講師によるセミナーの開催や女性起業者を講師に招いたワークショップを開催したほか、町内で活躍されている女性の活動について、毎月、広報誌に掲載するなど、意識改革につながる機会の創出、情報発信に取り組みました。

また、中学生及び一般の方を対象に「子どもたちのための人権集会」を開催することにより、人権意識の高揚を図りました。

続きまして、基本目標6『人々のつながりを深め、ともに行動する』の「誰もが自ら考え取り組むふるさとづくり」につきまして、各地区での区長会の開催を通じて、地域の課題を共有してまいりました。また、様々な媒体を活用した積極的な情報発信により、町行政に対する興味・意識の醸成や参加意欲の向上に努めました。

私自身としては、数年前から町長室において、職員一人一人と懇談する時間を設け

て、業務上の様々な詳細な課題について意見を交わしております。6年度は、育児休業中の職員を除く、女性の多い全ての保育士や診療所スタッフと意見を交わしたところであります。また、若い職員とも意見を交わし、新しい考え方を参考にして、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上で、令和6年度主要な施策の成果の概要の説明を終わります。各項目の主要な施策の成果につきましては、別冊の資料を配付いたしておりますので、お目通しのほどお願いをいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、この後、引き続き会計管理者が説明をいたします。

その後、日程第9、議案第57号、令和6年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを水道課長が、日程第10、議案第58号、令和6年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを保健介護課長が、日程第23、議案第11号、令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてを環境保全課長が説明いたします。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○会計管理者（稻屋浩明君）

それでは、議案第51号から第56号までの令和6年度一般会計、特別会計の決算概要を説明いたしますので、本日お配りしております決算書の附属書類を抜粋したA3サイズの令和6年度鬼北町決算附属書類の資料を御用意お願いいたします。

それでは、まず資料の1ページをお開きください。

まず、一般会計と特別会計の決算収支の状況でございますが、合計の欄の下から3段目を御覧ください。

①と記載させていただいておりますが、122億3,165万5,504円、その右、歳出総額、2番、119億8,455万5,371円となっております。その右、歳入歳出差引の合計は、3番目ですね、2億4,710万133円となり、昨年に比べ、1,610万490円の増となっております。

また、その右の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支の合計は、4番、1億3,752万1,133円となります。

財政調整のための積立金は、一般会計ほかで、2,031万659円。一方、財政調整基金の取崩しは0円だったため、7番の実質単年度収支は、190万4,851円のマイナスとなっております。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算書総括表のまず歳入について主なものを御説明いたします。

1款の町税は、収入済額がA欄、8億7,977万9,556円、前年度比較で4,245万円の減となっております。

町民税につきましては、個人町民税が3,038万円の減、法人町民税が165万円の減で、合計では3,203万円の減となっております。税収が減となった理由につきましては、6年度においては、個人住民税の定額減税が実施されたためであります。

また、固定資産税については、令和6年度が評価替えの年で、土地・建物ともに評価額は減となっております。そのため、土地・家屋償却資産全てが減収となっており、合計で857万5,232円の減となっております。

なお、不納欠損額が105万3,557円、こちらのほうは1万665円昨年度より減、また、収入未済額は782万1,950円で、前年度と比較しまして1,833円減少しております。

続きまして、2款の地方譲与税は、収入済額が1億5,078万5,000円、前年度比較で2,357万円の増となっておりまして、増の要因は、森林環境譲与税が2,395万円の増となったことが要因であります。

次の3款、利子割交付金から、9款、地方特例交付金までは説明を省略いたします。

10款の地方交付税は、収入済額が40億9,116万8,000円、前年度比較1億2,454万円の増となっております。内訳は、普通交付税が1億2,634万円の増、特別交付税が179万円の減となっております。

11款、交通安全対策特別交付金から、13款、使用料及び手数料までは省略いたします。

14款の国庫支出金は、収入済額が7億2,311万7,975円、前年度比較1億1,997万円の減となっております。減の主な要因は、2項、国庫負担金が前年度にあつた総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が廃止となり、1億1,785万円の減となったことによるものであります。

15款の県支出金は、収入済額が5億776万1,027円、前年度比較8,290万円の減となっております。減の主な要因は、2項、県補助金が鳥獣害防止総合対策事業費県補助金、こちらは繰越明許費でございますが、1億2,276万円が減となったことによるものであります。

16款の財産収入は、収入済額が3,041万9,547円、前年度比較824万円の減となっております。減の要因は、2項、財産売払い収入において昨年度は収入となつておりました町有林流木売却収入が367万円の減、建設重機等の物品売却代金

が344万円の減となったことによるものです。

17款の寄附金は、収入済額が7,323万6,847円、前年度比較1,248万円の減となっております。主な減の要因は、ふるさと納税寄附金の減によるもので、1,235万円の減となっております。

18款の繰入金は、収入済額が3億6,354万369円、前年度比較9,995万円の減となっています。主なものは、公共施設整備管理基金の取崩しが昨年度より1億1,010万円減となったことによるものであります。

19款は説明を省略いたします。

20款の諸収入は、収入済額1億7,116万7,384円、前年度比較1億497万円の減となっております。減の主な要因としましては、前年度は5項、雑入に情報通信基盤整備事業負担金が前年度比較9,984万円の減となっていること、二酸化炭素の排出抑制対策事業費等補助金が800万円減となっていることによるものです。

21款の町債は、収入済額が14億5,657万6,000円、前年度比較11億8,416万円の減となっております。減の主な要因は、1目、総務債が情報通信基盤整備事業債で2億3,720万円の減、8目、教育債が広見中学校建替事業債等による10億9,050万円の減となったことによるものであります。

以上の結果、歳入合計といたしまして、一般会計収入済額が91億3,662万7,214円、前年度に比べ15億3,814万9,319円の減となっております。なお、収入未済額の合計は、7億3,855万6,250円となっており、その主なものは事業繰越によるもので、14款、国庫支出金の5,872万4,000円、15款、県支出金の4,051万6,000円、21款、町債の6億360万円などであります。

以上で一般会計歳入についての説明を終わります。

続きまして、3ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

1款、議会費は、支出済額A欄でございます。6,132万4,517円、前年度比較95万円の減で、歳出の総額は前年度並みでございます。一般会計における備考欄のところの構成比率は、0.68%となっております。

2款の総務費は、支出済額が21億4,751万1,888円、前年度比較3億2,158万円の減で、構成比23.94%となっております。減となった要因といたしましては、1項、13目、情報通信基盤整備事業費が通信系光送出設備更新工事の完成で3億4,028万円の減、1項、11目、生活交通路線対策費が地方公共交通システム構築業務の完了により2,260万円の減になったことによります。

3款の民生費は、支出済額が22億9,007万9,057円で、前年度比較6,071万円の増となっており、構成比25.53%となっております。増となった要因としましては、1項、1目、社会福祉総務費において、5年度に実施された物価対応重点支援給付金が1億5,560万円の減、2項、2目、児童福祉施設費において、認定こども園ゆずっこ新築工事2億8,227万円の実施があったため、2億3,293万円の増となったことによるものであります。

4款の衛生費は、支出済額が8億1,904万8,041円、前年度比較7,391万円の増となっており、構成比は9.13%となっております。増の要因は、1項、3目、予防費において、予防接種健康被害給付金4,483万円、1項、6目、生活環境費が重点対策加速化事業委託料1,655万円、1項、7目、診療所費への繰出金が1,460万円増によるものであります。

5款、農林水産業費は、支出済額は9億9,270万4,376円、前年度比較1億5,857万円の減、構成比は11.6%となっております。減の要因としましては、1項、3目、農業振興費がジビエ施設整備、夢産地施設整備工事等の完了により、工事請負費が1億6,220万円の減となったためです。

6款の商工費は、支出済額が1億8,426万3,448円、前年度比較5,521万円の減となっており、構成比は2.05%となっております。減となりました要因としましては、1項、3目、観光費が下鍵山公園整備工事が完了し、1,283万円の減、6目、成川渓谷休養センター費が休養センター施設整備工事の完了により、4,820万円の減となったことによるものであります。

7款の土木費は、支出済額が6億2,916万9,108円、前年度比較2,149万円の増と、構成比は7.01%となっております。増となった要因につきましては、かなり増減の項目が多いのですが、一通り御説明申し上げます。2項、1目、道路橋梁費が道路工事請負費等1,330万円の増により2,337万円の増、2項、2目、道路新設改良費が町道改良工事費請負費等、6,802万円増により5,235万円の増、2項、4目、橋梁新設改良費が橋梁新設工事費請負費等、3,473万円の減により3,431万円の減、3項、2目、砂防費が崖崩れ防災対策工事費等が1,141万円増となって1,222万円の増、4項、1目、都市計画総務費が立地適正化計画策定業務委託、887万円の増により994万円の増、4項、3目、鬼北総合公園費が鬼北総合公園施設整備工事費の完了により4,552万円の減ということによるものです。

8款の消防費は、支出済額が1億1,207万7,451円、前年度比較3,880

万円増の構成比1.25%となっております。増の要因は、1項、2目、消防施設備品購入費が前年度からの繰越明許費になったことに伴い、3,752万円の増となつたことによるものであります。

9款の教育費は、支出済額が6億5,231万4,366円、前年度比較12億5,135万円の減、構成比7.27%となっております。減の要因としましては、3項、3目、学校改修費が広見中学校改築工事が完了し、11億9,450万円減となつたことによるものであります。

10款、災害復旧費は、支出済額が5,502万5,405円、前年度比較800万円増で、構成比は0.45%となっております。1項、1目、農地農業用施設災害復旧費が5,691万円の増、1項、2目、林道施設災害復旧費が2,212万円の増、2項、1目、公共土木施設災害復旧費が1,981万円の減と、それぞれ工事請負費が変動したことによるものであります。

11款の公債費は、支出済額が10億2,820万154円、前年度比較4,523万円の増で、構成比は11.46%となっております。内訳は元金が約9億6,000万円、利子が約6,300万円となっております。

12款の諸支出金については、前年度と同じく支出額はございません。

以上合計で、一般会計支出済額は89億7,171万7,811円、前年度に比べ15億3,950万円の減となっております。

表の下段にもお示しさせていただいておりますように、一般会計の歳入歳出差引き額は1億6,490万9,403円となり、翌年度に繰り越すべき一般財源が1億957万9,000円必要であるため、実質収支は5,533万403円となっております。

以上で一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、4ページをお開きください。

町債の現在高について、普通会計で一覧表を作成したものでございます。表の計の欄にあるように、令和6年度中の発行額は、1番、14億5,657万6,000円、一方、元利償還額の合計は2番、10億2,820万円であったので、6年度末の現在高は、3番の125億7,361万8,000円で、新規の発行額は昨年度を下回っていたものの、ここ数年、中学校、保育所、夢産地整備等の事業が多くあったため、町債の累積幅が多くなっており、前年度に比べ4億9,173万1,000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

公有財産の6年度中の増減について御説明をいたします。

まず、公用財産でございますが、6年度中に土地・建物とも異動はございませんでした。

続きまして、公用財産の異動でございますが、保育所の欄の1番、土地の520.30平方メートルの増は、認定こども園ゆづっこ設置に伴い、教育課から町民生活課へ移管されたものであります。

その右、2番、非木造建物の494.10平方メートルの増は、認定こども園ゆづっこ設置によるものであります。

公園、広場、キャンプ場の欄、3番目でございます、木造建物の80.15平方メートルの増は、成川渓谷簡易宿泊施設、ロッジでございますが、こちらの改修によるものと、成川停留所公衆便所解体によるものであります。

その右、4番目、④非木造建物の7.00平方メートルの減は、成川渓谷キャンプ場給水タンクの面積が誤っていたため、訂正をしたものでございます。

北宇和高校教育寮の欄、5番でございます、土地の9.4平方メートルの減は、隣接する愛媛銀行の境界に錯誤があったため修正し、修正した土地を愛媛銀行に売却したものによるものであります。

小学校の欄、6番目、土地の519.77平方メートルの減は、認定こども園ゆづっこ設置に伴い、教育課から町民生活課へ移管されたものでございます。

6ページを御覧ください。

夢産地の欄、7番目でございます。木造建物の176.55平方メートルの減は、夢産地長屋門の解体及びアイス棟の新築によるものであります。

有害鳥獣処理加工施設、⑧です、の欄の土地936.29平方メートルの増、同じく9番の木造建物の40.57平方メートルの増は、有害鳥獣一時保管施設を新築したことによるものであります。

等妙寺旧境内の欄、10番、木造建物4.86平方メートルの増、右に行きまして、11番、非木造建物の3.87平方メートルの増は、奈良山等妙寺史跡公園に休憩施設及び公衆トイレを設置したことによるものでございます。

多世代交流施設の欄、12番でございます。12番の土地の1,214.95平方メートルの増は、近永地区内に建築中の多世代交流施設用地を取得したためによるものでございます。

次に、その下段、普通財産の異動でございますが、13番、宅地の307.62平方メートルの減は、有害鳥獣一時保管施設設置のため、普通財産から行政財産へ移管されたものによるためであります。

その下の14番目、雑種地の22.00平方メートルの減は、旧好藤小学校ポンプ小屋を売却したことによるものです。

公有財産の異動につきましては以上でございます。

続いて、7ページをお開きください。

令和4年度から一般会計に移行した住宅新築資金等貸付金の状況は、前年度末に、年度当初残高のとおりでございます。①10件、2,178万2,043円の残高がありましたが、6年度に回収した金額、2番でございます、こちらが57万4,000円でありましたので、3番目、一番右下の欄のとおり、6年度末の残高は2,120万8,043円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

それでは、特別会計のほうを御説明いたします。特別会計につきましては、主に5年度の収入済額と支出済額、A欄になりますけれども、その合計の前年度比較で説明をさせていただきます。

まず、8ページの用品特別会計でございます。歳入の収入済額合計は1,324万5,863円、前年度比較で126万円の減、支出済み合計は1,324万5,863円で、前年度比較58万円の減で、ともに前年に比べ減となっております。

なお、歳出の諸支出金から収益の全額69万円を一般会計へ繰り出しており、収支差引は、表の下にあるとおり、0円となっております。

続いて、9ページをお開きください。

国民健康保険特別会計について御説明いたします。

1款の国民健康保険税は、収入済額が1億6,288万8,977円で、前年度比較1,075万円の減となっております。不納欠損額は63万2,300円、前年度と比較しますと2万3,000円の減。収入未済額は724万5,713円となり、前年度と比べまして24万8,000円の減となっております。

収入済額の合計は11億2,262万676円、前年度と比べて1,298万円の減となっております。減の主な要因は、歳出の国民健康保険事業納付金、県に納める納付金でございますが、こちらのほうが2,137万円減となったことによりまして、他会計からの繰入金が減少したことによるものでございます。

一方、歳出は、支出済額合計で11億2,259万2,876円で、前年度比較1,289万円の減となっております。減の主な要因は、3款、国民健康保険事業納付金が2,137万円減となったために減となっております。

なお、収支差引き額は、表の下にあるとおり、2万7,800円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

国民健康保険診療所特別会計でございます。歳入の収入済額合計は1億3,481万1,866円、前年度比較49万円で微増となっております。

一方、歳出の支出済額合計は1億3,478万3,099円で、前年度比較51万円の微増であり、歳入歳出ともに前年度並みの収支となっております。収支差引は、表の下にあるとおり、2万8,767円となっております。

続いて、11ページをお開きください。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

歳入の収入済額合計は、16億1,707万8,259円、前年度比較1,301万円の減、8款、繰入金が973万円の減、9款繰越金が746万円の減となったことが主な原因でございます。

なお、介護保険料の不納欠損額11万5,380円、収入済額が42万6,174円となっており、前年度と比較しまして、不納欠損額が16万3,670円の減、収入未済額が24万8,177円の減となっております。

一方、歳出の支出済額合計は、15億4,147万5,846円で、前年度比較2,577万円の減となっております。減の主な要因は、2款、保険給付費の中で居宅介護サービス給付費が3,100万円の減となったことによるものであります。

収支差引は、表の下にあるとおり、7,560万2,413円となっております。

最後に、12ページをお開きください。

後期高齢者医療保険特別会計でございます。歳入の収入済額合計は2億7,727万1,626円、前年度比較2,181万円の増となりました。主な要因は、1款、後期高齢者医療保険料が2,094万円の増となったためであります。

後期高齢者医療保険料の不納欠損額は3,540円、収入未済額は15万9,532円となっており、前年度に比べ、不納欠損額は3,540円の増、収入未済額は4万3,822円の増となっております。

一方、歳出の支出済額合計は2億73万9,867円で、前年度比較1,973万円の増で、増の主な要因は、2款、後期高齢者医療広域連合納付金が2,042万円増となったために増となりました。

また、収支差引は、表の下にあるとおり、653万1,750円となっております。

以上で、特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、令和6年度一般会計、特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、別途お配りしております歳入歳出決算書の冊子で御確認をいただきますようお願ひいたします。

御審議の上、御認定をいただきますようお願ひいたします。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、議案第57号、令和6年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について御説明いたします。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

水道事業決算報告書について説明いたします。

予算額は省略し、3ページの決算額欄のみの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額4億6,863万5,387円であります。内訳としまして、1款、1項、営業収益は、2億4,745万8,257円で、主に水道料であります。

2款、営業外収益は、2億2,117万7,130円で、内訳は、一般会計補助金及び長期前受金戻入を計上したものです。

3款の特別利益はございません。

次に、支出については、決算総額で4億48万7,654円であります。

1款、1項、営業費用は、3億7,207万705円で、内訳は、配水・給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費であります。

2款、営業外費用は、2,841万6,949円で、企業債利息であります。

3款、4款については支出はございません。

次に、3ページ、5ページですが、資本的収入及び支出の収入につきましては、5ページ、決算額の総額5億9,379万1,000円であります。内訳としまして、1項、企業債4億6,480万円。2項、国庫支出金4,793万5,000円であります。4項、他会計負担金として、一般会計からの負担金が8,000万円。5項、工事負担金105万6,000円で、これは20件分の給水施設加入負担金となります。

支出につきましては、総額8億7,019万9,723円であります。内訳としまして、1款、1項、建設改良費は6億5,472万6,200円、配水設備改良費、固定資産購入費であります。

2項、企業債償還金は、2億1,547万3,523円で、企業債22件分であります。企業債の内訳は、20ページ、企業債明細書をお目通しください。

資本的収入額が資本的支出額に不足します2億7,640万8,723円は、前年度未発行企業債が1億円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,958万

5,681円、当年度損益勘定留保資金1億2,391万6,306円、建設改良積立金290万6,736円で補填いたしました。

次に、6ページの損益計算書について説明をいたします。

損益計算書につきましては、先ほど説明しました3ページの決算報告書の金額から消費税額を除いた金額で作成をしております。右端の差引合計額で説明をいたします。

営業収益につきましては、1億4,223万4,462円の損失、営業外収益は1億6,077万6,614円の利益であります。差引き1,854万2,152円の経常利益でありますと、特別利益、特別損失はございませんので、同額が当年度純利益となっております。これに前年度繰越利益剰余金、処分済利益剰余金を合わせました1億4,073万7,478円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算について説明いたします。

8ページ、資本金でありますが、当年度末残高は15億4,127万9,489円となっております。これは、補填財源として処分した利益剰余金の累積額となっております。

8ページ、資本剰余金合計額については1,292万3,149円、9ページの利益剰余金でありますが、減債積立金については、前年度処分額として、議会の議決により利益剰余金を処分し、減債積立金に積み立てました2,000万円、当年度変動はありませんので、当年度末残高は2,570万円となっております。

建設改良積立金につきましては、前年度処分額として、議会の議決により前年度処分利益剰余金を処分し、建設改良積立金に積み立てた4,400万円で、当年度変動額は建設改良事業に充てるため取り崩しました290万6,736円ですので、当年度末残高は5,945万4,016円となっており、減債積立金と建設改良積立金の積立金合計額は8,515万4,016円であります。

未処分利益剰余金については先ほど説明しましたとおり1億4,073万7,478円となっております。

資本合計としまして、前年度末合計が17億6,155万1,980円、処分後残高につきましては増額で、当年度変動額が1,854万2,152円でありますので、当年度末残高は17億8,009万4,132円となります。

次に、10ページの剰余金処分計算書（案）について説明をいたします。

剰余金の処分でございますが、1億4,073万7,448円の未処分利益剰余金を計上しましたので、6年度決算において補填財源として使用した建設改良積立金29

0万6,736円について資本金に組み入れさせていただきまして、処分後残高を1億3,783万742円とさせていただきます。

次に、11ページ、貸借対照表について説明をいたします。

固定資産のうち、有形固定資産は、土地、建物、構築物などの区分ごとに資産の年度末残高、減価償却累計額、償還未済額を示したもので、年度末の固定資産合計額は、右端の49億2,099万1,743円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金で、流動資産合計は2億3,341万3,466円となっております。これらを合わせました資産合計は、51億5,440万5,209円となっております。

12ページを御覧ください。

負債の部について説明いたします。

固定負債は、合計で18億2,786万4,804円であります。流動負債は、合計で2億2,283万9,171円です。繰延べ収益につきましては、長期前受金と長期前受金収益化累計額で、合計額が13億2,360万7,102円です。負債の合計は、33億7,431万1,077円となっております。

次に、13ページ、資本の部について説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が15億4,127万9,489円、剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の剰余金合計が2億3,881万643円。資本金と剰余金を合わせました資本合計が17億8,009万4,132円でありますので、負債資本合計額は51億5,440万5,209円となっております。

14ページ以降につきましては、今まで説明いたしました決算附属書類として費用明細書及び事業報告書等を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第58号、令和6年度鬼北町病院事業会計決算の認定について説明いたしますので、病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

鬼北町病院事業会計決算報告書について説明いたします。項別の決算額とその主な内容についての説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入についてでありますが、第1款、第1項、医業収益は6億8,147万9,116円でありますて、主に入院収益と外来収益であります。

第2項、医業外収益2億6,363万5,929円につきましては、他会計負担金と

補助金、長期前受金戻入が主なものです。

第3項、附帯事業収益2,635万6,388円につきましては、訪問看護ステーション収益であります。

第4項、特別利益135万2,581円につきましては、過年度損益修正益及びその他特別利益であります。

次に、支出についてでありますが、第1款、第1項、医業費用は9億1,712万4,982円でありまして、病院事業の運営に要した経費と減価償却費が主なものであります。

第2項、医業外費用2,062万3,315円につきましては、企業債償還金利息及び雑損失であります。決算額2,062万3,315円のうち、現金の支出を伴わない経費で予算額を超過して支出した額は1,535万3,300円であります。

第3項、附帯事業費用2,612万6,549円につきましては、訪問看護ステーションの運営に要した経費であります。

第4項、特別損失530万8,004円につきましては、過年度損益修正損であり、この科目は、前年度未収金計上額の差異を計上したものです。決算額530万8,004円のうち、現金の支出を伴わない経費で予算額を超過して支出した額は、530万8,004円であります。

次に、3ページ、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出のうち、収入についてでありますが、第1款、第1項、企業債1億1,840万円につきましては、自家発電設備更新工事等に伴います企業債であります。

第2項、他会計負担金2,105万4,830円につきましては、起債償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

第3項、補助金1,198万9,000円につきましては、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置及び遺伝子検査装置等購入に係る国庫補助金であります。

次に、支出でありますが、第1款、第1項、建設改良費1億3,468万6,375円につきましては、自家発電設備更新工事等に係る建設改良費であります。

第2款、固定資産購入費4,199万8,110円につきましては、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置及び遺伝子検査装置等購入に係る固定資産購入費であります。

第3項、企業債償還金4,210万9,659円につきましては、企業債元金分であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,735万314円につきましては、前年度分未発行企業債4,530万円、当年度消費税及び地方消費税資本的收支

調整額 70万8,926円、及び過年度分損益勘定留保資金 2,134万1,388円で補填いたしました。

次に、5ページの鬼北町病院事業損益計算書について説明いたします。

医業収益につきましては、2億3,534万1,662円の損失、医業外損益は2億4,201万3,951円の利益であります。経常損益は、667万2,289円の経常利益であります。また、附帯事業損益の訪問看護ステーション損益につきましては、22万150円の附帯事業利益となっておりまして、当年度の純利益は293万2,199円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書についてであります。前年度未処理欠損金3億4,198万2,004円に先ほどの当年度純利益を加え、当年度未処理欠損金は3億3,904万9,805円となります。

次に、9ページをお開きください。

令和6年度鬼北町病院事業欠損金処理計算書（案）について説明いたします。

令和6年度におきましては、3億3,904万9,805円の未処理欠損金が生じましたので、同額を翌年度に欠損金として繰り越しするものであります。

次に、10ページの鬼北町病院事業貸借対照表について説明いたします。

まず、資産の部でありますが、固定資産合計は15億3,745万1,788円、流動資産合計は2億2,999万3,036円であります。資産合計は17億6,744万4,824円であります。

次に、11ページにまいりまして、負債の部についてであります。固定負債合計は4億5,141万4,912円、流動負債合計は1億1,069万5,727円であります。繰延べ収益合計につきましては、7億5,503万5,301円の繰延べ収益であります。負債合計は13億1,714万5,940円であります。

次に、12ページにまいりまして、資本の部についてであります。資本金は0円、剰余金合計は4億5,029万8,884円、資本合計は4億5,029万8,884円であります。負債資本合計は17億6,744万4,824円であります。

次に、13ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書についてであります。業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに分けております。資金期末残高は1億1,301万2,692円であります。

次のページ以降につきましては、費用明細書等をお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の御説明の前に、さきにお配りしている決算書に一部誤りがありましたので、本日配付させていただいた令和7年第3回鬼北町議会定例会議案等正誤表により御説明させていただきます。正誤表を御覧ください。

議案名等、令和6年度鬼北町下水道事業会計決算書、ページは25ページです。箇所は2、貸借対照表等に関する注記、1、後年度において一般会計等が負担する企業債の償還に関する事項、誤りの欄の下線部分、金額4億2,813万7,768円を右側の正の欄、下線の部分、金額4億153万7,163円に。次に、32ページ、箇所は3、令和6年度月別収入状況調べ（消費税及び地方消費税込み）でございます。誤りの欄、繰越金の下線部分、0件、0円を、右側正の欄、繰越金の下線部分、349件、120万8,120円に、また誤りの欄、収納額の下線部分、1万6,757件、5,933万8,870円を右側の正の欄、収納額の下線部分、1万7,106件、6,054万6,990円に訂正するものであります。議員の皆様には御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。訂正し、おわびいたします。

以上で、訂正の説明を終わります。

それでは、議案第59号、令和6年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

令和6年度鬼北町下水道事業決算報告書について、3ページの決算額の欄により御説明いたします。

まず、（1）収益的収入及び支出の収入は、決算総額1億8,381万3,186円であります。内訳としまして、第1款、第1項、営業収益は6,072万6,750円で、主に下水道使用料であります。

第2項、営業外収益は、1億2,308万6,436円で、一般会計からの負担金及び補助金、そして長期前受金戻入などであります。

次に、支出につきましては、決算総額1億8,306万5,159円であります。内訳としまして、第1款、第1項、営業費用は1億7,465万2,469円で、内訳は、管渠費、ポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費であります。

第2項、営業外費用は841万2,690円で、企業債利益等であります。

第4項、予備費につきましては、支出はございません。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、決算総額5,809万4,205円であります。

第1款、第1項、企業債は920万円であります。

第2項、補助金1,099万4,000円は、工事請負費に対する国県補助金及び一般会計からの補助金であります。

第3項、負担金等3,790万205円は、一般会計からの負担金及び受益者負担金であります。

次に、支出につきましては、決算総額5,740万2,271円であります。

第1款、第1項、建設改良費は2,160万1,666円で、管渠建設改良費、ポンプ場施設改良費であります。

第2項、企業債償還金は3,580万605円で、農業集落排水事業分32件、公共浄化槽事業分27件の合計であります。

次に、7ページ、損益計算書について御説明いたします。

損益計算書につきましては、消費税抜きでの計算書となっております。右端の差引合計額で御説明いたします。

営業収支につきましては、1、営業収益5,520万8,592円に対し、2、営業費用は1億7,026万4,028円で、差引き1億1,505万5,436円の損失であります。

次に、営業外収支です。3、営業外収益1億2,308万6,703円に対し、4、営業外費用は6,052万7,116円で、差引き1億1,655万9,587円の利益であります。よって、営業収支と営業外収支の差引きである経常利益は150万4,151円となっております。5、特別利益、6、特別損失はございませんので、当年度純利益も経常利益と同額の150万4,151円でございます。

また、前年度決算における純損失である前年度繰越欠損金が13万3,829円ございますので、当年度純利益から前年度繰越欠損金を引いた137万322円が当年度未処分利益剰余金となっております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算書について御説明いたします。

8ページ、資本金の当年度末残高は、変動なしの4億7,274万9,974円です。

9ページ、左、資本剰余金合計も、変動なしの5,045万4,769円でございます。

この資本金と資本剰余金の合計は、特別会計からの移行時のものです。

次に、9ページ、右、利益剰余金合計は、前年度末残高がマイナス13万3,829円、当年度変動額が150万4,151円ございますので、当年度末残高は137万322円となっております。

同じく9ページ、右下、資本合計の当年度末残高は5億2,457万5,065円であります。

次に、10ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案について御説明いたします。

剰余金処分につきましては、137万322円の未処分剰余金を計上しました。同額を繰越利益剰余金として処分させていただきます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

鬼北町下水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部、1、固定資産、土地・建物・構築物などの有形固定資産につきましては、令和6年度末で25億7,395万8,542円です。2、流動資産につきましては、現金預金と未収金の合計で4,943万8,699円です。よって、資産合計は、26億2,339万7,241円となっております。

12ページをお願いいたします。

負債の部につきまして御説明いたします。

3、固定負債は、企業債の3億6,334万8,166円でございます。4、流動負債は、企業債、賞与等引当金、未払金の合計で5,655万2,450円となっております。5、繰延べ収益につきましては、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の合計が16億7,892万1,560円でございます。よって、3、固定負債と4、流動負債及び5、繰延べ収益を合わせました負債合計は、20億9,882万2,176円となっております。

続きまして、13ページに移りまして、資本の部について御説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が4億7,274万9,974円であります。7、剰余金につきましては、（1）資本剰余金と（2）利益剰余金の合計が5,182万5,091円で、6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は5億2,457万5,065円であります。よって、12ページの負債の部、13ページの資本の部の合計である令和6年度末負債・資本合計は、13ページ、右下、26億2,339万7,241円となっております。

14ページ以降につきましては、これまで御説明いたしました決算附属書類として収益費用明細書などの各種明細書や事業報告書を載せておりますので、お目通しをお

願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第51号から、日程第11、議案第59号までの9件につきましては、9月19日に改めて審査を行うこととします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第51号から日程第11、議案第59号までの9件につきましては、9月19日に改めて審査を行うことに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第60号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第60号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、商工会青年部主催予定の「鬼ベラシ」地元上映会に係る補助金、成川渓谷休養センター施設改修に係る経費、井谷家住宅施設整備に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、普通交付税等を追加

計上しております。

この結果、歳入歳出それぞれ 3 億 8 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 0 億 5 , 0 6 0 万円とするものであります。

詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第 6 0 号、令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書の 1 0 ページをお開きください。

なお、本日、補足資料といたしまして A 4 の 1 枚物もお配りしておりますので、そちらも併せて御覧ください。

先ほど町長にもありましたが、今回の補正予算には、人事異動等に伴う人件費について所要の調整を行っておりますが、これ以外の主なものについて御説明いたします。

まず、1 0 ページの 2 款、1 項、5 目、財産管理費、2 4 節の減債基金積立金 2 , 8 0 0 万円につきましては、公債費の将来負担に備えるため積み立てるものでございます。6 年度の決算剰余金の 2 分の 1 を下らない額ということで、2 , 8 0 0 万円を積み立てることにしております。

続いて、1 2 ページを御覧ください。

2 款、1 項、1 6 目、諸費、1 8 節、宇和島地区広域事務組合負担金 1 億 2 , 0 0 0 万円につきましては、当初予算への計上を保留しておりました年間予算額の約 5 か月分について今回計上するものでございます。

同じく 1 8 節、定額減税不足額負担金 7 5 3 万円につきましては、令和 6 年度分の所得税及び定額減税の実績が確定した後、当初調整給付の支給額との間で差が生じた者に対して差額を支給するものでございます。

続きまして、1 3 ページを御覧ください。

2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費、1 2 節の電算機器保守委託料 4 4 4 万 1 , 0 0 0 円につきましては、ガバメントクラウドの移行延長、令和 8 年 3 月まで延長になったわけですが、これに係る追加の保守経費でございます。

続いて、1 5 ページをお開きください。

4 款、2 項、1 目、じんかい処理費、1 0 節、修繕料 4 5 0 万円につきましては、パッカー車の修繕に係る経費であります。

1 6 ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費の1節、報酬の376万円から18節、ジビエ施設管理負担金180万円につきましては、ジビエ施設の運営に係る経費であります。

同じページの5款、1項、7目、農業水路等長寿命化・防災減災事業費の14節、農業用水路等工事請負費692万4,000円につきましては、小倉水路改修工事の仮設工に係る工事費の増による追加計上でございます。

続いて、17ページを御覧ください。

5款、2項、2目、林業振興費の18節、鬼のまちづくり推進事業費補助金246万円につきましては、森の三角ぼうしECサイト・ふるさと納税の広報活動、販売促進物作成などに係る補助金となります。

同ページ、6款、1項、2目、商工振興費の18節、商工会小規模事業費等補助金198万6,000円につきましては、商工会青年部によります映画「鬼ベラシ」上映会開催に係る補助金であります。

6款、1項、6目、成川渓谷休養センター費の12節、監理委託料44万円、14節、成川渓谷休養センター施設改修工事請負費2,790万2,000円につきましては、成川渓谷休養センターの休憩棟の建て替えに係る経費であります。

次に、18ページをお開きください。

7款、2項、1目、道路維持費の13節、土地借上料490万円及び16節、土地購入費1,068万8,000円につきましては、町道奈良川2号線に係る経費であります。

同目、14節の道路補修工事請負費675万円は、町道成川線と町道不動田線に係る経費であります。

それから、18ページの最後、下から19ページにわたりますが、7款、2項、4目、橋りょう新設改良費の12節、登記測量調査委託料70万円から21節の物件移転補償費172万4,000円につきましては、町道筒井坂線三間谷橋の拡幅に係る経費であります。

19ページの7款、4項、3目、鬼北総合公園費、10節、修繕料150万7,000円につきましては、鬼北総合公園の浄化槽送風機故障に係る修繕であります。

同目の14節、鬼北総合公園施設整備工事請負費159万5,000円につきましては、エアコン室外機での雪よけ設置に係る経費となります。

次に、同じページ、8款、1項、1目、12節、被災者支援連携システム構築業務委託料601万7,000円につきましては、住家被害認定調査から罹災証明書発行の作業を効率的に処理するシステム構築業務に係る経費であります。

20ページをお開きください。

9款、1項、3目、国際交流事業費、24節、人材育成ふるさと基金積立金500万円につきましては、メカニカルカーボン工業株式会社から頂きました教育振興費寄附金500万円を積み立てるものであります。こちらの基金は、海外研修であるとか、総体、修学旅行等に充当させていただいております。

次に、21ページを御覧ください。

9款、3項、2目、教育振興費、18節、修学旅行費補助金43万5,000円につきましては、前回の修学旅行費用より増額した差額につきまして、補助するものであります。

22ページをお開きください。

9款、4項、3目、町民会館費、10節、修繕料759万1,000円につきましては、中央公民館1階防火シャッターの修繕等に係る経費であります。

次に、9款、4項、4目、文化費、12節、設計委託料350万円、16節、土地購入費144万2,000円、物件移転補償費138万円につきましては、明星が丘施設への進入路整備に係る経費であります。

14節の井谷家住宅施設整備工事請負費2,371万6,000円は、井谷家住宅施設の周辺整備に係る経費となります。

23ページを御覧ください。

10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費、14節の災害復旧工事請負費476万6,000円は、令和6年度の繰越事業について、査定設計から実施設計への組換えに伴う工事費の増によるものであります。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、7ページをお開きください。

10款、1項、1目、地方交付税の1節、普通交付税1,413万6,000円につきましては、交付額の決定により増額補正をするものであります。

13款、1項、1目、総務使用料の4節、多世代交流施設使用料313万8,000円につきましては、多世代交流施設の入居者使用料及び施設使用料になります。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金の1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金755万3,000円につきましては、先ほどの歳出2款、1項、16目、定額減税不足額給付金に係る交付金となります。

14款、2項、5目、土木費国庫補助金の3節、道路メンテナンス事業費国庫補助金961万2,000円につきましては、歳出7款、2項、4目の橋りょう新設改良

事業費に係る補助金であります。

予算書8ページをお開きください。

15款、2項、5目、商工費県補助金の1節、自然環境整備交付金1,223万1,000円は、歳出の6款、1項、1目、成川渓谷休養センター費の休憩棟整備に係る補助金であります。

15款、2項、8目、災害復旧費県補助金の1節、農地農業用施設災害復旧事業費県補助金471万7,000円は、歳出の10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費に係る補助金であります。

17款、1項、3目、教育費寄附金の1節、教育振興費寄附金600万円につきましては、メカニカルカーボン工業株式会社ほか、1名の方から頂いた寄附金となります。

18款、2項、1目、財政調整基金繰入金の1節、財政調整基金とりくずし、1億5,053万3,000円につきましては、予算全体の財源調整のために繰り入れるものであります。

次に、18款、2項、7目、地域振興基金繰入金、1節の地域振興基金とりくずし1,560万円につきましては、歳出5款、1項、3目、農業振興費の有害鳥獣対策事業費等に充当するため取り崩すものであります。

次、18款、2項、12目、交流促進事業基金繰入金の1節、交流促進事業基金とりくずし840万円につきましては、歳出2款、1項、15目の近永駅周辺にぎわい創出事業費の多世代交流施設事業等に充当するために取り崩すものであります。

予算書9ページを御覧ください。

20款、5項、1目、雑入の48節、ジビエペットフード協会販売収入304万円につきましては、ペットフード用の鹿肉の販売収入となります。

続きまして、21款、1項、5目、商工費、1節の成川渓谷休養センター施設改修事業債（過疎）1,610万円につきましては、歳出6款、1項、6目、成川渓谷休養センター費の休憩棟整備に係る町債となります。

次に、21款、1項、6目、土木債の7節、鬼北総合公園整備事業債1,440万円につきましては、6月補正で計上しておりました歳出7款、4項、3目、鬼北総合公園費のグラウンド照明LED化に係る町債でありますが、県の指示により過疎債から緊急防災に借り換えるものであります。それぞれプラス・マイナスとなっております。

21款、1項、7目の消防債、2節、防災推進事業債（緊急防災）の600万円に

つきましては、歳出8款、1項、1目、非常備消防費の被災者支援連携システム構築業務に係る町債となります。

21款、1項、8目、教育債の1節、井谷家住宅施設整備事業債（過疎）2,370万円につきましては、歳出9款、4項、4目、文化費の井谷家住宅施設整備事業に係る町債となります。

以上が歳入の説明となります。

次に、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正について御説明いたします。

この表につきましては、今ほど説明いたしました歳入21款の町債につきまして、目的ごとに並べ替えた表となります。それぞれ起債の限度額を補正しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じとなっております。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、24ページをお開きください。

24ページ、特別職について御説明いたします。

長等の給料等の減額、2万9,000円減額となっておりますが、こちらは当初予算には改定後の報酬額を計上しておりましたが、選挙による改選後、4月14日以降から適用のため、4月の給料について、4月13日までは改定前の給料となるため、日割りで計算をし、不用額を減額補正したものでございます。

25ページを御覧ください。

2番の一般職の（1）総括でございますが、補正後、補正前、比較とございますが、比較のところで申しますと、報酬で768万3,000円の増、給料で1,400万6,000円の減、職員手当で990万4,000円の減、共済費346万1,000円の増となっております。増減の理由につきましては、いずれも人事異動等に伴うものでございます。

26ページには、正職員の内訳、27ページには、会計年度任用職員の内訳、28ページ以降につきましては、28ページの給料及び職員手当の増減等の明細以降につきましては説明を省略いたしますので、お目通しを願います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

17ページの6款、1項、6目、14節、成川渓谷休養センター施設改修工事請負費2,790万2,000円、先ほど説明はあったんですが、休憩棟の改修ということなんですが、現の休憩棟と同じような形になるのか。図面等資料として出していただいてないので、その辺の説明をお願いをいたします。

それと、20ページ、9款、2項、1目、17節、備品購入費、機械器具費50万の内容。

その下の9款、3項、1目、17節、備品購入費50万、機械器具費の50万の内容の説明をお願いをします。

それと、22ページ、9款、4項、4目、14節、工事請負費、井谷家住宅施設整備工事請負費2,371万6,000円、これも説明はあったんですが、これも先ほど同じように概略図等提出がないので、概略の説明をお願いいたします。

以上お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

最初の6款の分につきましては企画振興課長が、その後の3件の案件につきましては教育課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、17ページ、6款、1項、6目、成川渓谷休養センター費の14節、工事請負費、成川渓谷休養センター施設改修工事請負費についての御質問でございますが、こちらにつきましては休憩棟のほうが老朽化をしたということと、あと、高齢者もしくは障害者等が御利用がしやすいように施設の改修を予定をするものでございます。詳細につきましては、建て替えとあと周辺の外構工事、また隣接する駐車場等の舗装工事、並びに敷地内にございます外灯等の移設・修繕工事と予定をしているところでございます。休憩棟の規模につきましては、現在御利用いただいている面積規模と同規模とさせていただいております。現在の休憩棟につきましては外壁等がございませんが、耐震等の関係も配慮いたしまして、若干一部外壁等は設けるような形で利用しやすいような形で改修をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、9款、2項、1目、17節の備品購入費につきまして初めに説明させていただきます。こちらにつきましては、近永小学校体育館の脇幕が老朽化しておりますので、そちらを更新するものでございます。

続きまして、9款、3項、1目、17節の備品購入費でございますが、こちらにつ

きましては広見中学校のプロジェクターを新規に購入するものでございます。どちらも寄附を賜りまして、その寄附金によりまして購入を行うものでございます。

続きまして、9款、4項、4目、14節の井谷家住宅施設整備工事請負費の概要でございますが、井谷家住宅の外構工事を本体の工事を行う前に行う予定としておりまして、石垣に部分的に膨らみが生じて弱い部分がございますので、そちらの修繕と、また工事車両が入ってこれるようスロープを設置したり、また、上段の広場の部分を舗装したりという工事を行う予定でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

最初の6款、1項、6目で、説明は口頭ではあったんですが、設計はできてるわけですよね、監理委託料になっているので。やはり、図面等を提出いただいたらと思うんですが、お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

大規模な工事、それから注目をしていたある工事についてはつけるようにしていったんですけども、このような更新の部分についてはつけておりませんでした。もし必要であれば、議長の指示があれば添付をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

6款、1項、6目に関して私も御質問いたします。

先ほど改修の工事に関して、施設の安全性、快適性の確保というのは私も十分承知しておりますが、令和6年度主要な施策の成果の中で、本年度の目標が利用者数が成川渓谷2,000人というふうにKGⅠの目標がされております。この改修自体が安全性や快適性の向上が即座に利用者数2,000件に届くというのがちょっと私には理解ができないんですが、その根拠というのを教えていただけませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘の利用者人数の増ということではなしに、これは安全性の面からもう更新の時期が来ているというところでどうしてもやらなければならない。それを国の方に相談いたしますと国庫補助金があるということで、今回、今年度分について配慮

してもらえるというふうなことがありましたので、すぐにそれだったら財源があるということであれば早めにやったほうがいいということで指示をしたところでござります。御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○5番（兵頭 稔君）

18ページ、7款、2項、1目の13節と16節、土地借上料、町道奈良川2号線、実際に2号線として使っているところだと思うんですが、これは490万、この490万は借上料ということなので、今から毎年これだけお金が要るのかと。それから、大体図面でどの辺りを借りているのかというのと。それから、土地購入費1,068万8,000円、これも多分昭和の時代に町道2号線になったと思うんですけど、これについてどこからどの間が町道になって、土地何ヘクタールあって、どれだけ買上げをしたかというのが分かれば図面でもお願ひします。

○町長（兵頭誠亀君）

今、議員が御質問の土地借上げについては、全員協議会で一度説明をしておりますので、議員の方々には御理解いただけたと思っておりましたけれども、今の御質問の内容についてはそこがございますので、建設課長のほうから再度説明をさせていただきます。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの土地借上料の御質問ですが、今から毎年要るのかという内容であったと思いますが、今回協議が調いまして用地買収に至ることになれば、そこで借上料はストップで土地を購入する契約を結んで、対価をお支払いするというような形になろうかと思います。それと、土地の購入する面積なんですけれども、3筆ありますと、1筆目が2,466平米のうち235平米、2筆目が1,872平米のうち73平米、もう一筆が268.45平米のうち7.47平米を購入する予定しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

今、3筆あると言われたんですが、これは全部じゃなしに、購入する箇所というの

はそのうちの一部を買うということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほど御説明したんですけれども、3筆ありますて、246平米のうちの235平米を購入、まず1筆目が。2筆目が、1.872平米のうち73平米です。3筆目が、268.45平米のうち7.47平米を購入するというような予定としております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員、よろしい。

○5番（兵頭 稔君）

じゃあ、あの購入していない部分は町道に含まれてないという解釈でよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

そのとおりであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○7番（末廣 啓君）

10ページ、2款、1項、6目、12節の委託料、農村文明会議支援業務委託料63万、この内容をどういうふうな内容なのかを教えていただきたい。

それと、11ページ、2款、1項、11目の12節、委託料、イベント委託料44万7,000円、これは多世代交流施設で行うものなのか、近永駅周辺で行うものなのかを教えていただきたい。

それと、22ページの9款、4項、3目、10節の修繕料、中央公民館の1階防火シャッターの修繕759万1,000円、高額なんですかけれども、これは防火シャッターは何か所あるのか、どういうふうな修繕をされるのか、詳細をお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

3件のうち、前2件につきましては企画振興課長が、残りの1件につきましては教育課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、1点目の10ページの2款、1項、6目、12節、農村文明会議支援業務委託料の内容ということでございますが、こちらは正式名称といたしましては農村文明創生日本塾という一般社団法人の団体がございまして、大学の教授等の有識者、または全国20市町弱の市町が加入した団体となってございます。こちらの視察研修会等が今回鬼北町で実施をしていただくということでございまして、そちらの会議支援業務等につきまして委託をさせていただくということで、予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、2番目の御質問の11ページ、2款、1項、11目、12節、イベント委託料、こちらについては多世代交流施設でやるイベント委託料なのか、にぎわい創出事業でやるものなのかというような御質問だったと思いますが、こちらにつきましては多世代交流施設の事業の一つとして予定しておりますイベント委託料でございまして、実施時期といたしましては、3月ににぎわい創出事業で桃祭りイベントを開催させていただいているところでございますが、今年度もその時期開催に合わせて多世代交流施設でもイベントの開催を予定をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、22ページの9款、4項、3目、10節、需用費、修繕料につきまして御説明させていただきます。

中央公民館のシャッターは修繕は1か所でございまして、場所は町民会館の1階の階段の上の手前のところに設置してございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

1点目の農村会議は何月頃予定されているんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

9月30日及び10月1日を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○2番（入田伸介君）

22ページ、9款、4項、4目の12、14、16、21節、井谷家住宅施設整備工事等に係る費用のことでお聞きしたいと思っています。

先ほど課長から説明いただきました作業道と申しますか、引込線の導入以外にもほかの進入路の計画もあるともお聞きしておりますし、地域住民の知らないような計画もどうも進行しつつあるというふうに伺っているんですけども、今回この計画に際し当該住民、特に下鍵山の方々の意見や意向はこの計画には盛り込まれているのでしょうか、伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、井谷家住宅の保存活用計画の内容につきまして、地域住民の御意見が取り入れられているかという御質問にお答えさせていただきます。

過去に下鍵山でシンポジウムを行わせていただきまして、そこにおきまして住民への周知及びアンケート調査等を行わせていただいております。その後に関しましては、現在設計業務等を行っている状況でございますので、また、そちらのほうが出来上がりましたら計画をもちまして、また住民の方に御説明する機会を検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承か。

○2番（入田伸介君）

そうしたら、一応意向は盛り込まれていると考えているんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

地域住民の方の御意向は取り込まれていると考えております。と申し上げますのは、井谷家住宅保存活用検討委員会を毎年開催しておりますので、その中で地域住民の代表の方にも参画いただいておりますので、その中でまた御意見は取り入れさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

それはこの計画書だと思うんですけれども、確かに地域の代表の方が毎回参加されることは、私もこの計画書を見て認識はしているんですけども、それ以外のほかの住民の方々から別の意見を耳にするもんとして、確かにこれは地元の文化財にこういった予算をさいていただくのは大変ありがたいことだとは思っているんですけども、今ちょうど井谷家ゆかりの方が地域おこし協力隊として地域に就任していただきまして、地域住民を上手に巻き込みながらの活性化が進みつつあるなど私も実感しているところであります。地域の活性化の重要なキーワードとして私個人が考えますに、やっぱり当事者意識というのが最も大事であると思っているんですけども、私たちが地域の皆様方からお聞きする声によると、行政が先行、先走りしている感じで、言つたらここまでやったんだから、あと管理や対応は最終的には住民のほうでしてくださいよというふうに取れるというような声も伺っております。やっぱり当事者意識が伴わないと、幾ら資本を投入しても仏像を作つて魂入れず的なものになりやしないかと危惧するものでありますけれども。この計画書以外の改修方法もあり得ると考えてもよろしいんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど教育課長が話をしました検討委員会で、大学の先生、専門家の方々、地質学の方々もいらっしゃって、その方々の中で今のこの文化財というものについて、このように保存をしていくのが一番いいというふうな御指摘、御指導をいただいた上での計画で、文化庁のほうでもそれが一番いいということで国庫補助事業に採択を受けているということですので、これが一番適当であるというふうに思っております。

それと、今、入田議員が言われた、自分たちで何かやっていこうという思いというものは私も大切だと思っておりますけれども、中には今冷え切った気持ちを脅かそうとするものの呼び水として予算を投入するということは当然あって然るわけでありま

す。じゃあ、今の段階で議員さん方が、また住民の方々が今の状況の中でそれを盛り上げていこうというものをどう捉えていらっしゃるのか、どう盛り上げていこうとされているのかということを考えると、やはり、一部には行政主導でやらないかんときもあるんじゃないかなと私は思うわけであります。今の第2次長期計画の中で、日吉地域の明星ヶ丘エリアというものが文化の里というふうにしっかりと明記されている以上、私は、これを行政財産としてしっかりと認識をしていき、それを町内・町外の方々に広く啓発をしていくという大前提の下、この道路の進入、また今回の井谷家住宅の改修をするべきだというふうに思っております。

先般、入田議員のほうから、町民の方々への説明が少ないということはいつも御指導いただきおりましたので、日吉の区長組長会でこの部分に時間を持って、ほかの地区よりも時間を取ってやったつもりでもありますし、日吉地域においてそういうような質問があったときにも、私自身はそういうような啓発をしておりますし、これからもしたいと思っております。今の現状を開いていくためには、行政だけではなしに地域の方々としっかりとやっていくという議員のお考えというものは私も賛同いたしますので、そこら辺りで十分に御理解いただいて、今回の事業についても御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

入田議員、3回なんですけど、特別に1回だけ許可します。

○2番（入田伸介君）

私、この井谷家住宅整備が日吉地域にとって最後のフロンティアとなると思っております。行政の方、さっき冒頭で申し上げましたように、このように予算をさいていただくのは大変ありがたいと思っております。最後にお尋ねしたいのが、この保存活用計画の総事業費はお幾らほど見込まれているのかを伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

井谷家住宅保存活用の総事業費の御質問でございますが、現在、井谷家住宅勾配斜面調査解析設計業務と井谷家住宅保存改修工事実施設計委託業務を実施しております、こちらのほうが完成しませんと正確な事業費というものは出てまいりませんので、この場では差し控えさせていただいたらと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第61号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第61号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、賦課徴収費及び償還金について増額補正するとともに、歳入につきましては、国庫補助金及び雑入等について増額補正し、繰越金について減額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ455万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億1,222万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第61号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、6ページを御覧ください。

1款、2項、1目、賦課徴収費は、収納滞納システムの改修委託料を12節に38万5,000円を計上するものです。

続いて、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費の18節、負担金、補助及び交付金は、214万1,000円を減額し、2款、1項、3目、一般被保険者療養費の18節、負担金、補助及び交付金を214万1,000円増額するもので、決算見込みにより財源を調整するものです。

次に、9款、1項、2目、償還金は、22節、負担金等超過交付返納金416万6,000円を計上するもので、過年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査事業費等の保険事業費が確定したことに伴いまして、交付された補助金等の超過分を返還するため増額するものであります。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページを御覧ください。

3款、1項、3目、子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出の賦課徴収費システム改修に伴う国庫補助金として、38万5,000円を計上するものです。

続いて、6款、2項、1目、基金繰入金は、国保財政調整基金からの繰入金を78万6,000円増額するものです。

次に、7款、1項、1目、その他繰越金は、前年度決算に伴う繰越金が2万7,800円と確定しましたので、7万3,000円を減額するものです。

次に、8款、3項、4目、雑入は、345万3,000円を増額するもので、令和6年度国民健康保険、保険給付費及び普通交付金の確定に伴い、愛媛県国民健康保険団体連合会へ支払った保険給付費過払い分の返還を受けることから計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第62号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第62号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、一般管理費、基金積立金及び償還金について増額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金について増額補正し、基金繰入金について減額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ6,068万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億211万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

議案第62号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、介護保険特別会計補正予算書の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費と、1款、3項、2目、認定調査費につきましては、

4月の人事異動と産休代替の会計年度任用職員採用に伴う人件費の調整によるものです。その内訳につきましては、お目通しください。

3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、認知症カフェ運営業務委託料6万円を増額補正し、補正後の額を4,065万9,000円とするものです。補正の理由は、当初予算計上漏れによるものです。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、2,381万2,000円を増額補正し、補正後の額を2,430万2,000円とするもので、24節、積立金を補正しております。これは令和6年度決算剰余金7,560万2,413円から、前年度に交付を受けた国庫支出金及び支払基金等の精算に係る返還額等を差し引きした額を積み立てるものです。

5款、1項、2目、償還金につきましては、3,636万2,000円を増額補正し、補正後の額を3,636万3,000円とするもので、22節、償還金利子及び割引料を補正しております。これは令和6年度に受け入れた国庫支出金等の額の確定に伴い、超過交付金を返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

8款、1項、3目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、6万円を増額補正し、補正後の額を652万1,000円とするもので、包括的支援事業費及び任意事業費の増額に伴い、一般会計からの繰入額を増額補正するものです。

8款、1項、5目、事務費一般会計繰入金は、45万1,000円を増額補正し、補正後の額を5,576万9,000円とするもので、一般管理費の増額及び介護認定調査費の増額に伴い、一般会計からの繰入額を増額補正するものです。

8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、1,542万7,000円を減額し、補正後の額を3,210万8,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより、不足額を基金からのとりくずしするものです。

9款、1項、1目、繰越金につきましては、7,560万1,000円を増額補正し、補正後の額を7,560万2,000円とするものです。前年度からの決算剰余金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第63号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第63号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、一般管理費及び広域連合納付金を増額補正するとともに、歳入につきましては、繰越金及び国庫補助金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ807万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,665万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第63号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、6ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、子ども・子育て支援事業に向けたシステム改修を行うため、12節、委託料に154万3,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金、補助及び交付金を653万円増額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金徴収実績分を決算見込額に基づき調整するものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをお開きください。

4款、1項、1目、繰越金は、前年度決算に伴う繰越金が653万円と確定しましたので、増額するものです。

6款、1項、1目、子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出の一般管理費システム改修に伴う国庫補助金として、154万3,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第16、諮問第2号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、諮問第2号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明をいたします。

鬼北町人権擁護委員宮本茂幸委員、渡邊眞智子委員及び岡田雅彦委員が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、再任として宮本茂幸氏、新任として高田徳雄氏、及び清水和久氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

1人目は、住所、鬼北町大字日向谷1725番地、氏名、宮本茂幸、生年月日は御覧のとおりです。

2人目、鬼北町大字近永623番地、高田徳雄。

3人目、鬼北町大字出目201番地2、氏名、清水和久。

1番目の宮本茂幸氏は、令和5年1月1日から人権擁護委員として任務を遂行され、日吉公民館長として地域の信望も厚く、責任感も旺盛であり、人権行政に関する取組にも熱心で、引き続き人権擁護委員としてお力添えいただけるものと認識しております。

2番目の高田徳雄氏は、南予地域の公立小学校で勤務されていた御経験があり人権教育に関する知識も豊富で、現在は鬼北町社会福祉協議会会长として福祉に関する知識も豊富であることから、人権擁護委員に適任であると認識しております。

3番目の清水和久氏は、鬼北町役場で勤務されていた御経験があり、現在は行政書士として地域からの信望も厚く、行政で培った経験も十分に生かしながら、様々な人権相談に対応されるものと認識しております。

以上、御同意いただきますよう、お願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑、討論を一括して行います

質疑、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑、討論なしと認めます。

これから諮問第2号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

宮本茂幸君が適任であることに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、宮本茂幸君を推薦することに決定いたしました。

次に、高田徳雄君が適任であることに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、高田徳雄君を推薦することに決定いたしました。

次に、清水和久君が適任であることに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、清水和久君を推薦することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日18日を休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日18日は休会することに決定いたしました。

なお、9月19日は定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

(午前11時49分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（11番）

鬼北町議会議員（1番）